

令和2年11月27日

理事会承認

製薬企業等からの謝金等の受領の在り方に関する提言

一般社団法人全国医学部長病院長会議

会長 湯澤 由紀夫

同 臨床研究・利益相反委員会

委員長 苛原 稔



全国医学部長病院長会議（以下「本会議」という。）の会員施設に所属する大学教員が、講演やコンサルティング業等をはじめとした短期兼業・長期兼業を行う際に、製薬企業等から受け取る謝金等を受領する在り方に関し、製薬企業と教員との利益相反を回避し、講演の回数等から教育、研究、診療などの本務に支障が生じないように管理するのが肝要であることに鑑み、本会議として以下のとおり提言する。

- 1) 各施設において、教員が製薬企業等から謝金等を受け取る場合の適切な取扱い等を定めておく必要がある。
- 2) 適切な取扱い等は、会員施設の個々の状況を勘案する必要があり、本会議として一律に具体的な条件を定めるのは困難であり、各施設が個々に定めるのが適当である。
- 3) 企業からの依頼等については個々の事例で内容が異なるので、各施設の利益相反委員会が適切に管理するべきであることを推奨する。利益相反委員会がない施設では、それに代る委員会を設けるべきである。
- 4) 謝金等の受領を管理する際は、社会への説明責任を果たすため、透明性を持って行う必要がある。
- 5) 適切な取扱い等を定める方法として、次のようなものが考えられる。上記の1)～4)を満たすことを勘案して、個々の施設で検討すべきである。
  - ① それぞれの教員の本給を目安にする方法
  - ② 利益相反委員会で規則に則り管理する方法
  - ③ 年間の上限額を決める方法
  - ④ 年間の回数や時間数の上限を決める方法
  - ⑤ 上記以外の適切な方法